

2026年度 部活動の運営について

伊賀市立霊峰中学校

霊峰中学校部活動運営方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)、「三重県部活動ガイドライン」(三重県教育委員会)に基づいて作成したものである。

1. 部活動運営方針の策定にあたって

※三重県部活動ガイドラインより

はじめに

子どもたちは、学校・家庭・地域等、さまざまな場で学びを通して成長していきます。私たちは、子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現していく力(自立する力)」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力(共生する力)」を身に付けてほしいと願っています。

学校には、子どもたちが自らの人格を完成させ、社会の形成者として健全に成長していけるよう、学力や豊かな心、健やかな身体の育成を図る役割があります。学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により、他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、また、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たすものです。

しかしながら部活動は、これまでも過度な指導や体罰等が問題となり、昨今では過度な練習により、生徒がスポーツ障害を発症することや、顧問教員の時間外労働時間が増え、生徒と向き合う時間を確保できないこと、さらに、競技経験等のない部活動の顧問を任せられ負担を感じる教員がいることなど、さまざまな課題が生じています。そのなかで、「もっと上達したい、させたい」「大会等で成果をあげたい」という、強い思いを持ち、部活動にやりがいを感じながら熱心に取り組む生徒や教員、また、その姿を応援する保護者の姿もあります。

国においては、社会・経済の変化や少子化の進展のなか、運動部活動の在り方に関して抜本的な改革に取り組む必要があるとの認識を示すとともに、子どもたちが心身の健全な成長と充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、休養日の設定等を中心としたガイドラインの策定を進めています。

三重県教育委員会では、部活動の維持運営にさまざまな課題があるなか、部活動ガイドライン策定委員会を設置し、部活動が学校教育の一環として引き続き行われ、教育的意義や効果が高まるよう、生徒の健全な成長と教員の負担軽減の視点から、さまざまな立場の方に意見をいただき、「三重県部活動ガイドライン」をとりまとめました。本ガイドラインの内容には、国および県内一部市町が既に作成されたガイドライン等に掲げられてきたものや、学校、指導者により、既に取り組まれているものもあると思われる。

本ガイドラインに基づく取組にあたり、引き続き、市町教育委員会のご理解とご協力をいただくとともに、各学校・部におかれては、校長のリーダーシップのもと、改めて家庭や地域の理解と協力を得ながら、指導の内容や方法等について、必要な検討、見直し、工夫を進め、より多くの生徒が夢と感動を体験できる部活動の運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成30年3月

三重県教育委員会

2. 目的

- (1) 心身の健全な発達と個性の伸長を図る。
- (2) 自主的、自発的に活動する力を身につける。
- (3) 集団の一員として人間関係など課題解決に向かってとりくむ態度を身につける。

3. 設置する部と顧問

バスケットボール	相楽・辻村	美術	荻田・家城・高島	卓球男子	堀・古川
バレーボール	上田・橋本・奥井	吹奏楽	中・畑・留永	卓球女子	橋居・宮杉

※夏季陸上競技部は夏季長期休業以降秋ごろまで、また、駅伝大会の前に開設する。

伊賀地区陸上競技大会、県陸上競技大会に学校代表選手として参加する。

希望する生徒を募り、活動する。また、他の部活動に入部していても、参加することができる。

4. 登録について

- (1) 希望加入制とし、3年間やりとげを原則とする。
- (2) 学校の部活動と校外の活動の両方に所属希望する生徒は、校内の部活動（土曜日、日曜日、平日の放課後）を優先できるか確認し、支障がなければ学校の部活動にも所属することができる。休日に校外の活動に参加することが分かっている場合は、学校の部活動には所属しないことが望ましい。

5. 活動の原則

- (1) 平日の活動時間は右のように定める。

○夏季は、教職員の勤務終了時間に合わせて部活動を終了する。

○冬季は、防犯上、暗くなる前に帰宅できるよう天候によって早く終了することもある。

○平日の活動において、顧問が不在の場合は代理の教職員が現場で監督できるよう配慮するが、教育相談、出張、生徒指導等が重なり現場に教職員がいなくなる場合には、その部活動を停止することもある。

○各顧問は向こう1か月分の活動予定を前月25日までに保護者に配布し、練習・試合・練習試合等の予定を通知する。

○服装については、原則体育の授業の服装に準ずる。

○終了時刻・下校時刻を守れない場合には、以後の部活動や延長活動を認めないなど指導する。

期 間	終了時間	下校時間
4月～10月 2月～ 3月	16:40	16:50
11月～ 1月	16:30	16:40

- (2) 水曜日は原則として「部活動なし」とし、家庭学習の日とする。

(3) 休日の活動

○生徒の健康状態を考慮し、顧問の判断で実施する。原則として、土曜日に実施し、日曜日には実施しない。

また、練習時間は原則3時間程度とする。また、生徒は、保護者と相談し、練習を欠席・見学する場合には、必ず顧問に連絡する。練習試合・1日練習等は、管理職に事前に相談する。

○大会等に参加する場合は、生徒の安全面等を考慮し、祝祭日を含め土・日両日の活動ができる。その場合は、校外での活動を含めて事前に学校長に顧問から申し出る。また、大会等で、土・日に部活動を実施した場合は、翌週の活動日のうち1日は「休養日」として活動しない。（原則、月曜日が望ましい）

○練習試合については、遠距離の会場、回数等を精選し、生徒と保護者の負担にならないようにする。

○長期休業中の平日の活動は、生徒一人当たり原則3時間以内とする。

- 長期休業中の土・日・祝日は、生徒・教師とも家族との生活等を優先し、原則として部活動は行わない。ただし、合同練習・練習試合・大会等で保護者に送迎を依頼する場合には、どちらか1日だけ校長の承認を得て原則3時間以内の活動を行うことができる。また、その場合には、必ず週明けの月曜日は休養日を取ることにする。
- 平日と同様、携帯電話・スマートフォンは原則学校には持ってこない。必要な場合は、保護者と相談の上、顧問の許可を得る。管理は職員室で預かる。
- 夏季休業中は、気温上昇を考慮し熱中症対策として、活動時間をずらして行うことができる。ただし、生徒を午前7時30分より早く集合させることは避け、生徒と教師の健康管理をより細かく行うこととする。

(4) 延長練習

- 放課後の延長練習は、公式戦・コンクールの2週間前から平日の16時50分を超えない場合、最大30分以内のみ認める。
- 延長練習は顧問が現場で直接指導する場合についてのみ認める。また、事前に保護者に通知し、承諾を得る。生徒は、健康状態等を考慮し自主的に参加する。

(5) 生活規律

- 部室は常に整理整頓し、物品などの管理は全員で責任を持って大切にする。
- 戸締り、消灯、施錠を徹底する。
- 部室等の鍵は、顧問・副顧問が学校内にいる場合に生徒へ手渡す。(早朝、休日練習についても同様)
- 活動中の飲食については、茶、水、スポーツドリンク(アクエリアス、ポカリスエット等)を適切な量摂取させる。果汁や炭酸入りの清涼飲料水は勧めない。
- 学校外での活動には、家庭連絡用として携帯電話の持参を認めるが、解散するまでは顧問に預ける。

6. 入部

- (1) 希望加入制とし、入部にあたっては担任・保護者・部活動顧問の承諾を受けること。
- (2) 2・3年生の登録締切は4月8日(水)。
- (3) 新入生は4月8日(水)の一迎会の部活動紹介を経て、部活動見学4月9日(木)10日(金)と体験入部期間4月13日(月)～14日(火)を経て、部活動を考えることとする。
- (4) 体験入部期間中は、顧問が現場で指導できる場合のみ練習に参加できる。顧問不在の場合は見学のみとする。ただし、定例家庭訪問期間中(4/21～4/24)は、参加しない。(土日は除く)
- (5) 1年生の本登録は4月15日(水)朝の会とする。この登録が部活動の最終決定であり、入部にあたっては、再度担任・保護者・部活顧問の承諾を受ける。(本登録は、仮登録した部活と変更しても良い)4月16日(木)部活集会を開き、部員確認、活動の計画などを確認する。

7. 転退部

- (1) 転部を希望する場合は、転部届けに理由等を記入する。保護者と本人、担任、元顧問と新顧問の話し合いにより認められる場合は許可するが、部活動の目的などを考慮した適切な指導を行う。
- (2) 生徒に問題行動または顧問の指導に従わないなど部活動の目的から大きく外れる言動が見られた場合には厳しく指導するが、生徒に改善が見られない場合には、保護者の了解を得て退部させることもある。

8. 活動停止

- (1) 期末・学年末テストの1週間前から終了の前日まで。中間テストは3日前より活動しない。
- (2) 休日等に顧問が指導できない場合。
- (3) 部員に問題行動等があった場合は、一定期間の活動を停止とする。

9. 通知表、指導要録への記入

- (1) 校内の部活動と校外の活動共に、所属した名称を通知表と指導要録に記載する。
- (2) 月一集会等で表彰伝達行う。1大会にて受賞者が多い場合には、代表表彰とする。
- (3) 外部団体に所属し、表彰を受けた場合は担任を通じて校長へ届け出て、表彰することができる。

10. 大会・練習試合について

顧問は、大会・練習試合等に参加する場合には、事前に学校長・保護者に文書にて連絡をする。生徒の輸送等については、そのつど、会場、人数、試合終了時刻等を元に協議しできるだけ保護者負担の軽減を図る。

なお、4月当初に「休日の部活動における会場への送迎のお願い」を文書にて依頼する。大会終了後、生徒の保護者への引き渡しは顧問により確実にを行う。

11. 部の存続規定

- (1) 意図：部活動の数を生徒数及び教職員数から考えて、適切な数に修正する。
- (2) 次の規定に該当する部は、在籍部員（3年生）の引退をもって存続について職員が協議し決定する。
 - ① 2年連続で新入部員がない場合
 - 在籍していた1年生が、転退部により在籍しなくなった場合も同様。
 - 入部希望者があった場合は、部の現状を説明し本人及び保護者の了承の下に入部決定する。
 - ② 2年連続で、単独チームで公式試合への参加可能な人数を満たさなかった場合
 - 年度途中で、部員の転退部により在籍しなくなった場合も同様。
 - 新入部員の入部により該当の状況が解消されても、夏の3年生引退後、同じ状態になる場合も同様。
 - 入部希望があった場合は、部の現状を説明し本人及び保護者の了承の下に入部決定する。
- (3) 軟式野球部は、2021(令和3)年4月廃部とする。
- (4) 上記の規定は、生徒の状況により慎重に検討する。